



令和7年7月30日

国土交通省近畿運輸局

お問い合わせ先

(所属) 自動車技術安全部技術課

(担当) 吉岡、廣瀬

(電話) 06-6949-6452

自動車検査証の有効期間の伸長について

～令和7年カムチャッカ半島沖地震による津波発生を受けて～

令和7年カムチャッカ半島沖地震による津波発生に伴う支局閉庁を受けて和歌山県に使用の本拠の位置を有する車両の自動車検査証の有効期間が令和7年7月30日から8月3日までの車両について、令和7年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

- 令和7年カムチャッカ半島沖地震による津波発生に伴い、和歌山県に使用の本拠の位置を有する車両は、支局閉庁となることから当面、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。
このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。
- 対象車両
和歌山県に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が7月30日から8月3日までのもの
- 措置内容
自動車検査証の有効期間を8月4日まで伸長
- 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き
継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。
詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。
- 日常点検
有効期間を伸長した自動車の使用にあたっては、安全上支障が生じるおそれもあることから、日常点検整備を確実に実施するなどにより、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

配布先

青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、近畿運輸局陸運記者会（ハイタク部会他、トラック部会他）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 和歌山運輸支局長の公示例

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年7月30日から同年8月3日のものは、令和7年8月4日をもって満了するものとする。

記

和歌山県

以上

令和7年7月30日

近畿運輸局
和歌山運輸支局長